様式１

えひめ南予観光ＰＲキャラクターにゃんよ使用許諾申請書

　　年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　　　様

（申請者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | | |
| 企業･団体等名 |  | | |
| 代表者名 | 印 | | |
| 担当者名 |  | | |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ |  |
| メール |  | | |

　えひめ南予観光ＰＲキャラクターにゃんよを使用したいので、次のとおり申請します。

　なお、使用にあたっては裏面の付帯事項を承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 作成物  （内容、種類、品種等） |  |
| 使用期間 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 使用・頒布等の場所 |  |
| 価格　※１ | 円 |
| 製造個数 | 個（部） |
| 県ホームページ等  への掲載の可否 | * 掲載可　　　　　□　掲載不可 |
| その他 |  |

※１　商品の場合は小売価格（消費税及び地方消費税を含まない。）、景品及び広告の場合は製造価格を記入

**使用要綱第６条第１項各号に該当しないことを誓約します。**

第６条　第５条第１項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、にゃんよの使用を許諾しない。

　(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第５号に規定する暴力団員

　(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条（同条第１項第８号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

　(3) 特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第３３条に規定する連鎖販売取引を行う者

【添付書類】

　○企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）

　○申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）

　○その他

【附帯事項】

　(1)えひめ南予観光ＰＲキャラクターにゃんよデザインマニュアルに従って使用すること。

　(2) 許諾された内容により使用すること。

　(3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

　(4) 原則として、「えひめ南予観光ＰＲキャラクターにゃんよ」と標記を付すること。

　(5) 原則として、にゃんよの近接に許諾番号を明記すること。

　(6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。

　(7) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。）は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及びJPEGで県に提出すること。

　(9) 愛媛県からにゃんよの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。